

2. 信徒奉仕職の概要

1) 教会の使命としての使徒職 — キリストのあかし・救いへの奉仕

教会は、世の救いのためにご自身を犠牲とされたキリストの使命を受け継ぎ、全世界を実際にキリストへと秩序づけるよう働くために立てられた。「この目的に向けられた神秘体の活動はすべて『使徒職』と呼ばれるのであって、教会はこの使徒職を全構成員を通じて、それぞれ異なった方法によって実行する。事実、キリスト者としての召し出しは、その本性上、使徒職への召し出しである」(信徒使徒職に関する教令 2)。洗礼によってキリストの体に結ばれた者はすべて、その立場や役務に違いはあっても教会の使命を担い、「キリストの明らかなあかしとなり、人々の救いに奉仕する」(同上)者となるよう招かれているのである。

キリスト信者は、信徒・司祭・修道者ともに使徒職を担うという点で同じひとつの使命を与えられており、そのためのすべての働きは、教会の使命への奉仕ということが出来るだろう。この広範にわたる「教会の使命への奉仕」と呼ぶことのできるものの中にはさまざまな形の奉仕が含まれるが、その中の一定の部分が「奉仕職」である。



使徒職と奉仕職との関係²

2) 「信徒奉仕職」の定義

a. カリスマ — すべての信者に与えられているさまざまなたまもの

キリストの救いの業を受け継ぐ教会が、その使命を力強く担っていくために、神は信じる者一人ひとりに豊かな恵みを注がれる。「役務と秘跡を通して神の民を聖化する聖霊は、この使徒職を果たすために、特別のたまものを信者に与えるが(1コリント 12:7 参照)、それは『霊がおぼしめしのままに、おのおのに分け与える』(1コリント 12:11)のもので、『おのおのが受けたたまものによって、他人に奉仕する』ためであり、また信者が『神のさまざまな恩恵のよい分配者』(1ペトロ 4:10)となって、愛においてからだ全体が成長する(エフェソ 4:16 参照)ためである。ごく単純なものをも含めたこれらのたまものを受けることによって、おのおのの信者は、教会においても世間においても、人々の善と教会の建設のために、そのたまものを使う権利と義務とを受ける」(信徒使徒職教令 3)のである。

また、「第二バチカン公会議は、奉仕職とカリスマを、教会のからだを築くために、また世を救うために聖霊によって与えられるたまものとみなしています。……聖霊は、洗礼を受けたすべての者に位階的な違いやカリスマのたまものを与え、それぞれを別な方法で、積極的に共同責任を担う者となるよう招いています」(信徒の召命と使命 21)。そして、「奉仕職は、いろいろな形をもっていますが、すべて、……イエス・キリスト自身の奉仕職に参加しているのです」(同上)。「カリスマは、それを豊かに与える聖霊の絶対的自由の表れとして、また、教会の歩みに伴ういろいろな要求にこたえるものとして、きわめて多様な形をとることができます。……聖霊のたまものは、カリスマを授けられたすべての人が、カリスマを全教会の成長のために役立てることを要求します」(信徒の召命と

²従来のカトリック教会では、司祭などの「叙階による奉仕職」がもっぱら強調されてきた。第二バチカン公会議後、日本では「信徒使徒職」という言葉が広まったが、この流れの中ですべてのキリスト信者が使徒職を担っていることが改めて意識され、「信徒奉仕職」の重要性が見直されてその具体化が押し進められるようになったのである。なお、奉仕職は、「叙階による奉仕職」と「信徒奉仕職」すなわち「任命による奉仕職」とに分類される。